

高知県立幡多けんみんな病院 臨床検査科	教育研修マニュアル	文書番号

教育研修マニュアル

高知県立幡多けんみんな病院

臨床検査科

制定	2021年9月1日	改定日	2021年9月17日	版数		頁数	1 / 4
----	-----------	-----	------------	----	--	----	-------

高知県立幡多けんみん病院 臨床検査科	教育研修マニュアル	文書番号

目次

1. 定義	P.4
2. 目的	P.4
3. 適用範囲	P.4
4. 教育研修実施手順	P.4
5. 教育研修記録の保管	P.5
6. 作製・改廃	P.5

制定	2021年9月1日	改定日	2021年9月17日	版数		頁数	2 / 4
----	-----------	-----	------------	----	--	----	-------

高知県立幡多けんみん病院 臨床検査科	教育研修マニュアル	文書番号

1. 定義

本文書は、高知県立幡多けんみん病院病臨床検査科における教育研修のマニュアルである

2. 目的

高知県立幡多けんみん病院臨床検査科の新採用職員が、過誤やトラブルの発生を未然に防止し安全、確実に業務が遂行出来る様、必要な教育の手順について定める。また、新卒職員には社会人としての一般的な心得について指導する。

3. 適用範囲

高知県立幡多けんみん病院臨床検査科において、臨床検査業務に携わる職員を対象とする教育研修手順について定める。生理検査、内視鏡検査、病理検査、輸血管理が含まれ、教育研修計画書、教育研修評価表は別途様式がある。また内視鏡検査に関しては職種の異なる職員との協働作業のため、内視鏡の定めた教育方針に従うこととする。

4. 教育研修実施手順

4-1. 教育研修計画

- ①臨床検査科に配属された新採用職員に対し、「教育研修計画書」を作成し、「教育研修評価表」に従って必要に応じた教育研修を行う。
- ②教育指導者は技師長、または部門責任者が指定した者とする。

4-2. 教育研修の実施と記録および承認

- ①教育指導者は「教育研修評価表」の項目について教育研修を実施する。
- ②教育指導者は「教育研修評価表」の項目について、3ヶ月ごとに評価をする。被指導者も同様に3ヶ月ごとに自己評価をする
- ③教育指導者、被指導者は評価の結果、予定研修期間を超過しても目標に到達していないと判断した場合は、適宜期間を延長し、再度教育を実施する。
- ④教育研修が手順通りに行われ、習得されているかは教育指導者が判断し、習得されている項目は「教育研修評価表」の承認欄に教育指導者が日付記入とともに署名または捺印する。

4-3. 被指導者が行った業務のフォロー

- ①教育研修を兼ねて単独で被指導者が業務を行った場合、教育指導者は業務が適切に行われたかどうかの確認を必ず行う。
- ②承認を受けた業務については単独で業務を行うことができるが、ダブルチェックを義務づけている業務についてはその規定に従うこととする。
- ③教育指導者は全ての項目について承認を与えるまで、被指導者が適切に業務を実施したか

制定	2021年9月1日	改定日	2021年9月17日	版数		頁数	3 / 4
----	-----------	-----	------------	----	--	----	-------

高知県立幡多けんみん病院 臨床検査科	教育研修マニュアル	文書番号

どうか確認する責任を負う。

5. 教育研修記録の保管

「教育研修評価表」は教育研修期間中は被指導者が保管し、訓練が終了した後は技師長に提出し技師長が保管する。

6. 作製・改廃

本手順の制定・改廃は各部門責任者が行う。技師長の確認を経て、院長の決裁をとる

制定	2021年9月1日	改定日	2021年9月17日	版数		頁数	4 / 4
----	-----------	-----	------------	----	--	----	-------